

たことの進め方は大局判断を誤ることになる。

八、統合移転を期に、まず通則一九条の撤廃を提案し、各学部が開講する授業科目を可能な限り全学に開放し、教育課程の相互乗入れを行うことが、すべての改革の第一歩だと考える。そのためには、すべての授業についてのシラバスを作成し、そこで生じたカリキュラム上の調整と全ての学生に分かるガイドブックの作成が必要となる。これだけの情報を処理するだけでも、かなりの数の専任のスタッフと時間が必要

「専門教育」の二つの意味と教育学部

教育学部

体育教育学講座

樋口

聡

「教育研究整備基本計画検討特別委員会答申」が出され、いよいよ具体的な整備計画づくりが各学部で取り組まれている。これまでの歴史的な経緯もあり、総合科学部（一般教育）と各学部（専門教育）という対立の構図が浮き彫りになっていくように感じられるが、わが教育学部も含めて、総合科学部以外の各学部はいわゆる「専門教育」の充実を図る方向で改革案を練るといふ。それは当然といった風潮があるように思われるが、その場合の「専門教育」ということが、私には少々気にかかる。この機会に、具体的なプランを作る前に「専門教育」ということの意味を振り返

であることは、誰しも予想できることである。

九、その意味でも、教育課程の改正の実施時期を平成五年度から着手し、統合移転のいまだ完了していない平成六年に全学的規模での実施をうたっている学長提案は、ことの重要性から考えてみても急ぎすぎという感を抱かざるをえない。改革案を煮詰めることは急がなければならないとしても、実施の時期は、統合移転が完了した時点で行うというのが常識的な判断と考

るべきだと思ふ。

「専門教育」の二つの意味

西洋古典学の藤沢令夫氏が指摘するように、「専門教育」には二様の意味が考えられる。（それに応じて「一般教育」にも二様の意味がある。「一般教育学会誌」第十二巻第二号、一九九〇）「専門教育」の第一の意味は、職業的な専門技術の教育ということであり、第二の意味は、一般教育（バイディアー）から専門分化した学問を教えるという意味での

「専門教育」である。「各学部は専門教育を充実させ……」と言うときの「専門教育」とは、右の第二の意味であるだろう。しかし、「答申」をめぐるわれわれの議論においてこの両者の区別が自覚されているかというとはなはだ疑問である。

教育学部における

職業的な専門技術の教育への疑問

大学において職業的な専門技術の教育は必要なのであろうか。それは、第二の意味での専門教育と関連があることもあって、また社会的な制度の問題もあって、簡単にそうとは言えない。例えば、医学部や歯学部などの特殊な学部では、職業的な専門技術の教育が独占的になされている。医師や歯科医師を養成する機関はほかにないのである。しかし、教育学部の場合を考えてみると、医学部などにおけるような職業的な専門技術の教育は存在していないと言ふべきであろう。教員の資格は教育学部だけが独占しているわけではない。（教育学部を出なくとも教員にはなれる。）確かに大学においてしか教員免許は取得できないが、それにしても教員の「職業的な専門技術」などというものが本当にあるのかどうかは疑わしい。指導案の書き方とか、板書の仕方とか、教材の作り方とかさういったもの